

こんな時は 行政書士に おまかせください!



例えばこんな時、行政書士はお役に立ちます！

Case 1 会社を作りたい

会社設立のための定款の作成、設立登記申請書など複雑な書類の作成にはとても時間と手間がかかります。また、銀行などの金融機関との話し合いにも時間がかかります。そんなときは行政書士にご相談頂ければ、よりスムーズに会社の設立ができます。



Case 2 事業を始めたい

運送業、飲食店、古物商など、事業を始めるために許認可が必要なものは沢山あります。許認可申請には複雑な申請書と沢山の添付書類が必要となります。行政書士にご相談頂ければ、開業時の負担が軽くなり、より開業に向けての業務に専念することができます。



Case 3 車を人に譲りたい

自動車を他人に譲ったり売買した時は車検証にある名義を変更しなければいけません。また、車庫証明も新たに取得する必要があるでしょう。そんな自動車登録の煩雑な手続きも行政書士なら簡単に済ませることができます。また売買契約などの契約書類の作成もおまかせ下さい。



Case 4 外国の方を日本に呼びたい

国際結婚や外国人の日本での滞在や永住許可、帰化申請には、煩雑で面倒な手続きが必要となります。行政書士にご相談頂ければ、外国人の日本での各種手続き、書類の作成をしっかりバックアップいたします。



Case 5 相続の手続きをしたい

財産の相続には、預貯金の払い戻しから土地の名義変更、相続税の問題、遺産分割協議書の作成など多くの手続きが必要となります。

そんな時、行政書士なら他の専門家と協力し、相続に関する様々な手続きをスムーズに進めることができます。



Case 6 遺言書を作りたい

自分の財産について元気なうちに遺言書を作つておきたいとお考えの方も多いことでしょう。しかし、遺言も正式な様式が整っていなければ効果がありません。

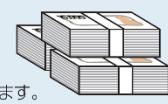
行政書士なら、自筆による遺言書やより厳格な公正証書遺言の作成までしっかりとサポート致します。



Case 7 金銭トラブルを解決したい

金銭によるトラブルの解決には様々な方法があります。行政書士なら、内容証明を利用した催告状の作成など訴訟によらない解決方法を提案できます。

また、事前にご相談頂ければ、トラブルを未然に防ぐための適切な契約書の作成も致します。※法的紛争段階にある事案に係わるものをお除きます。



悩むより
まずはお気軽に
行政書士へ
ご相談下さい！





行政書士は頼れる街の法律家 身近な法律に関するお悩みは行政書士へお気軽にご相談下さい。

行政書士はこんなお仕事をしています

許認可・登録に関すること

- 営業許認可
 - ・飲食店営業許可申請
 - ・風俗営業許可申請
 - ・古物商営業許可申請
 - ・産業廃棄物処理業許可申請 など
- 建設・土木
 - ・建設業許可申請
 - ・経営事項審査申請 など
- 農地
 - ・農地転用許可申請、届出
 - ・現況証明願
 - ・農用地除外申請 など
- 運輸許可申請・自動車登録
 - ・自動車登録申請(名義変更・車庫証明等)
 - ・一般貨物自動車運送事業
 - ・一般旅客自動車運送事業
 - ・貨物軽自動車運送事業 など
- 法人
 - ・株式会社、社団法人、財団法人、NPO法人等 各種法人設立
 - ・会計記帳、決算書類、議事録作成 など

民事に関すること

- 各種契約書の作成
- 内容証明郵便の作成
- 公正証書の作成手続き
- 相続、遺言手続き
- 外国人の帰化・永住許可・在留資格取得許可申請
- 離婚協議書作成

※掲載した業務内容はほんの一例です。

行政書士は…こんな職業です

行政書士は書類作成のスペシャリスト

行政書士とは、行政機関への申請書類の作成や手続き、その他様々な書類の作成を皆さまに代わって行う国家資格を受けた専門家です。

その作成する書類や手続きの範囲は広く、事業を行う上で必要な許認可の申請から相続、遺言の手続き、契約書の作成など暮らしのなかの身近な問題にも対応いたします。

行政書士法で定められた仕事の内容

【各種書類の作成】

- 官公署に提出する書類
- 権利義務又は事実証明に関する書類

【代理・相談業務】

- 官公署に提出する手続についての代理
- 聴聞又は弁明の機会の付与の手続きの代理
- 契約その他書類の代理作成
- 書類の作成について相談に応すること

行政書士は街の身近な法律家



行政書士は書類の作成だけに限らず、生活するうえで、または事業を行ううえで起こる様々な問題に対してご相談に乗ることができます。

そして、必要に応じて弁護士、税理士、司法書士など他の専門家と連携して問題解決のサポートを致します。

相談したいことはあるんだけど、どこへ行ったら良いかわからない…そんな時はまずは行政書士へご相談下さい。

行政書士には法律により厳しい守秘義務が課せられています。安心してご相談下さい。

Officeうりづん 社会保険労務士 行政書士

代表 まえにしほら せいじょう
前西原 清城



ご用命は
当事務所へ



044-245-0261

〒210-0004 神奈川県川崎市川崎区宮本町 6-12
GS 川崎ビル 206 号
メールアドレス : maenishihara@officeurizun.com
ホームページ : <https://officeurizun.com>

Tel : 044-245-0261
Fax : 044-245-0262
携帯 : 090-2160-5211

ホームページQRコード

